

第11回定時株主総会招集ご通知に際しての
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

2026年6月2日

コスモエネルギーホールディングス株式会社

目 次

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	
(1)財産および損益の状況の推移	1頁
(2)主要な営業所および工場	1頁
(3)従業員の状況	2頁
(4)主要な借入先	2頁
(5)その他企業集団の現況に関する重要な事項	2頁
2. 会社の株式に関する事項	
(1)発行可能株式総数	3頁
(2)発行済株式の総数	3頁
(3)株主数	3頁
(4)大株主（上位10名）	3頁
(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況	3頁
3. 会社役員に関する事項	
(1)責任限定契約の内容の概要	4頁
(2)補償契約の内容の概要	4頁
(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等	4頁
(4)社外役員に関する事項	4頁
4. 会計監査人の状況	
(1)会計監査人の名称	5頁
(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	5頁
(3)非監査業務の内容	5頁
(4)会計監査人の解任または不再任の決定の方針	5頁
5. 内部統制システムに関する基本方針	
(1)内部統制システムに関する基本方針	6頁
(2)内部統制システムに関する基本方針の運用状況の概要	9頁
連結計算書類	10頁
計算書類	25頁
監査報告書	35頁

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 財産および損益の状況の推移

区分		第8期 (2022年度)	第9期 (2023年度)	第10期 (2024年度)	第11期 (2025年度)
売上高	(億円)	27,919	27,296	27,999	26,776
経常利益	(億円)	1,645	1,616	1,508	1,492
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	679	821	577	740
1株当たり当期純利益	(円)	405.57	469.05	336.39	453.06
総資産	(億円)	21,208	22,126	21,566	21,966
純資産	(億円)	6,634	7,274	7,075	7,358

注1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から自己株式数および「役員報酬BIP信託」により信託銀行が所有する株式を控除して算出しております。

注2 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を第10期の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、会計方針の変更に係る累積的影響額は、第9期の期首の純資産に反映し、第9期の数値は遡及適用後の数値となっております。

注3 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(2) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区京橋一丁目7番1号
海外事務所	中東（アラブ首長国連邦）・北京（中国）

② 重要な子会社および関連会社

(子会社)	
コスモ石油株式会社	(本 社) 東京都中央区 (製油所) 千葉県（市原市）・三重県（四日市市）・大阪府（堺市） (研究所) 埼玉県（幸手市）
コスモ石油マーケティング株式会社	(本 社) 東京都中央区 (オフィス) 北海道（札幌市）・宮城県（仙台市）・愛知県（名古屋市） ・大阪府（大阪市）・広島県（広島市）・香川県（高松市） ・福岡県（福岡市）
丸善石油化学株式会社	(本 社) 東京都中央区 (工 場) 千葉県（市原市）・三重県（四日市市） (研究所) 千葉県（市原市）
コスモエネルギー開発株式会社	(本 社) 東京都中央区
アブダビ石油株式会社	(本 社) 東京都中央区 (鉱業所) アブダビ（アラブ首長国連邦）
コスモエコパワー株式会社	(本 社) 東京都品川区
(関連会社)	
ジクシス株式会社	(本 社) 東京都港区

(3) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数		前期末比増減
石油事業	4,104名	(2,708名)	77名増
石油化学事業	1,146名	(187名)	13名増
石油開発事業	300名	(32名)	7名増
再生可能エネルギー事業	209名	(45名)	3名減
その他	916名	(393名)	94名増
合計	6,675名	(3,365名)	188名増

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
267 名	14名増	13年3月

(注) 1. 従業員数は、出向者(250名)、嘱託および雇員を除いております。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、コスモ石油株式会社における勤続年数を通算しております。

(4) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	1,041億円
株式会社みずほ銀行	716億円
株式会社三菱UFJ銀行	553億円
株式会社三井住友銀行	469億円
株式会社日本政策投資銀行	415億円
農林中央金庫	171億円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金(総額621億円)があります。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年7月22日付をもって本社を東京都中央区京橋一丁目7番1号に移転いたしました。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 340,000,000株

(注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は170,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 165,041,722株
(うち、自己株式の数5,335,671株)

(注) 発行済株式の総数は、2025年8月29日付にて実施した株式消却により5,832,900株減少し、2025年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）により82,520,861株増加しております。

(3) 株主数 39,271名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
岩谷産業株式会社	35,419	22.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,233	11.41
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,564	4.11
関西電力株式会社	3,720	2.32
コスモエネルギーホールディングス取引先持株会	3,482	2.18
JPMorgan証券株式会社	3,262	2.04
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,160	1.97
三井住友海上火災保険株式会社	2,500	1.56
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	2,236	1.40
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,051	1.28

(注) 1. 当社は、自己株式を5,335,671株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 自己株式には「役員報酬BIP信託」により信託銀行が所有する株式は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役員区分	株式数	人数
取締役（監査等委員・社外取締役を除く）	56,397株	4人
社外取締役（監査等委員を除く）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—

(注) 1. 当事業年度前に退任した役員1名に取締役等の報酬として交付した株式（11,927株）も含めて記載しております。
2. 株式の数には、株式報酬制度の株式交付規程に基づき、株式交付時に換価処分し換価処分金の相当額を給付した28,397株を含んでおります。
3. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役である岩根茂樹氏、井上龍子氏、栗田卓也氏、鈴木貴子氏、高山靖子氏、浅井恵一氏および栗山年弘氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(2) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である桐山 浩氏、山田 茂氏、竹田純子氏、松岡泰助氏、岩根茂樹氏、井上龍子氏、栗田卓也氏、鈴木貴子氏、植松孝之氏、高山靖子氏、浅井恵一氏および栗山年弘氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。但し、各取締役が、法令違反を認識しながら行った行為、自己若しくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を与える目的で職務を執行したことに關して発生した費用等については、当社は、締結者に対して補償を行いません。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は、33社（当社と連結子会社および持分法適用会社のうち32社）の取締役（監査等委員である者を含む）、監査役、執行役員および執行社員とし、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟および株主代表訴訟等により生じる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしております。すべての被保険者について、その保険料を全額各社が負担しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
社外取締役	井 上 龍 子	13回中13回	—	農林水産省や他社での社外取締役としての豊富な経験、および弁護士としての専門的な知見から政策、法令、リスク等について有効な助言等適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会においても、メンバーとして積極的な意見を述べています。
社外取締役	栗 田 卓 也	13回中13回	—	国土交通省や他社での顧問としての豊富な経験を通じ、当社の属する業界にとらわれない幅広い知見に基づいて有効な助言等適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会においても、メンバーとして積極的な意見を述べています。
社外取締役	鈴 木 貴 子	13回中13回	—	会社経営の経験、マーケティングに関する豊富な経験と知識に加え、複数の企業で社外取締役に就任し、幅広い知見を有しております。それらを活かし、取締役会において持続的な事業価値向上に向けた助言を行い、適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	高 山 靖 子	13回中13回	13回中13回	様々な企業での社外役員の経験を有し、当社の属する業界にとらわれない幅広い視点から助言を行っております。特にコーポレートガバナンスに関する豊富な知見を踏まえた監督、助言等適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会のメンバーとして積極的な意見を述べています。
社外取締役 (監査等委員)	浅 井 恵 一	13回中13回	13回中13回	会社経営全般に関する見識とエネルギー並びに化学業界に関する豊富な専門的知見を有し、国際的なビジネスに携わっていた経験を通じて有効な助言を行っており、監督、助言等適切な役割を果たしております。また指名・報酬委員会の委員長として積極的に意見を述べています。
社外取締役 (監査等委員)	栗 山 年 弘	13回中13回	13回中13回	会社経営全般に関する豊富な知識と経験を有し、グループガバナンスや資本政策、新事業開発などの取組み経験を基に有効な助言を行っており、監督、助言等適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	181百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	386百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間や人員配置等の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 当社の子会社であるCOSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、社債発行に関するコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 内部統制システムに関する基本方針

(1) 内部統制システムに関する基本方針（2026年3月31日現在）

当社は、コスモエネルギーグループ理念及び企業行動指針を実践し、職務を適正かつ効率的に執行するため、当社及びグループ会社の取締役・使用人等の職務執行の体制、これを支えるためのリスクマネジメント・内部監査の体制、監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備について、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を取締役会において決議しております。

なお、グループ会社は当社、中核事業会社（コスモ石油株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社、コスモエネルギー開発株式会社）及び準中核事業会社（丸善石油化学株式会社）に代表される子会社群で構成される企業集団とします。

①当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について （会社法第399条の13第1項第1号ハ、会社法施行規則第110条の4第2項第4号、第5号ニ）

<グループ理念及び企業行動指針>

- ・当社は、企業としての使命や広く社会に対して担う責任を踏まえた「コスモエネルギーグループ理念」を制定し、これを推進し達成するための具体的指針としての「コスモエネルギーグループ企業行動指針」を定める。

<コーポレート・ガバナンス>

- ・当社は、監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
- ・当社は、持株会社であり、3つの中核事業会社及び準中核事業会社を中心とした事業体制をとり、事業環境変化に対し機動的に業務執行を果たすため、中核及び準中核事業会社に権限と責任を委譲し、成長事業の育成及び安全文化の醸成等の重要な経営判断の迅速化を図る。
- ・当社は、当社及びグループ会社の健全な事業活動を推進するため、サステナビリティ活動全般及び内部統制を審議する機関として、サステナビリティ戦略委員会を設置し、サステナビリティ戦略委員会で報告した内容のうち、重要なものを経営執行会議および取締役会へ付議・報告する。

<職務の執行と監督の分離>

- ・当社は、執行役員制度を導入しており、職務の執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。

<内部監査の充実>

- ・当社は、当社及びグループ会社の内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を規程に定め、高い専門性及び倫理観を有する監査室による監査を実施する。

<コンプライアンス>

- ・当社は、当社及びグループ会社の法令違反、社内規程違反等、企業倫理に関する相談窓口として、コスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口（企業倫理ヘルプライン）を社内及び社外に設置し、法令遵守の徹底及び倫理観の醸成・向上を図る。
- ・当社は、グループ会社にサステナビリティ推進責任者及び企業倫理ヘルプライン責任者を配置して、サステナビリティ連絡会を開催し、当社及びグループ会社における企業倫理に対する取り組みを推進する。

<反社会的勢力に対する姿勢>

- ・当社及びグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行わない。

②当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について （会社法施行規則第110条の4第2項第2号、第5号ロ）

- ・当社は、当社及びグループ会社の危機管理等、リスクマネジメントに関する基本的事項を決定（リスクマネジメント規程、危機管理規程の制定）するとともに、サステナビリティ戦略委員会およびサステナビリティコミッティにて事業活動を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。
- ・当社は、重要リスクへの対策、危機管理等について、その運用が有効に行われているかを取締役会にて監督する。
- ・当社及びグループ会社は、危機が発生した場合に危機対策本部等を設置する等、迅速かつ適切な対応を行い、被害最小化を図るとともに、当社は社外への適時適切な発信を実施する。

- ③当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
(会社法施行規則第110条の4第2項第3号、第5号ハ)
- ・当社は、取締役会規程に基づき、また重要案件が生じた場合は必要に応じて取締役会を開催し、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
 - ・当社は、経営執行会議規程に基づき、また重要案件が生じた場合は必要に応じて経営執行会議を開催し、取締役会が決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議する業務執行の意思決定機関とする。
 - ・当社は、組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた業務規程並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。
 - ・当社は、当社及びグループ会社の経営方針を踏まえた経営計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく当社及びグループ会社の年度計画を決定し、業績管理を実施する。
 - ・当社は、グループ会社に対し、当社の体制を参考として又はグループ会社の組織に応じて、取締役等の職務の執行が効率的に行われるために必要な体制を構築させる。
- ④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)
- ・当社は、取締役会規程、情報管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。
 - ・当社は、適正な情報利用及び管理を目的とした情報セキュリティ体制を構築する。
- ⑤グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について
(会社法施行規則第110条の4第2項第5号イ)
- ・当社は、グループ会社経営全般に関して当社とグループ会社との間で定期的にミーティングを開催し重要な情報を共有するほか、グループ会社の管理に関する規程に基づき、グループ会社の重要な業務執行について当社が承認を行う、又は報告を受けることとする。
 - ・当社が制定する連結中期経営計画に基づき、グループ会社に対し、サステナビリティに関する諸施策の実施状況の報告を求めるとともに、諸施策の改善、見直し等を実施する。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
(会社法施行規則第110条の4第1項第1号、同項第2号、同項第3号)
- ・当社は、監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援するため、専属のスタッフを配置する。
 - ・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査等委員会の同意を得ることとする。
 - ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。
- ⑦監査等委員会への報告に関する体制について
(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)
- ・当社及びグループ会社の取締役・使用人等は、法定事項のほか（1）当社及びグループ会社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項（2）監査室及びグループ会社の監査役・監査室の活動概要（3）当社及びグループ会社の内部統制に関する活動概要（4）コスモエネルギーグループ企業倫理ヘルプラインの運用の状況を監査等委員会に適時報告する。
 - ・コスモエネルギーグループ企業倫理ヘルプラインに通報があった場合は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - ・当社及びグループ会社の取締役・使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応する。
- ⑧監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)
- ・当社は、当社及びグループ会社の取締役・使用人等が、監査等委員会に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応する。

⑨監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について
(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

- ・当社は、監査等委員会の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
- ・当社は、監査等委員による緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

- ・当社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ・当社は、監査等委員会と社長、主要部室長及びグループ会社の監査役との連絡会を定期的を開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。
- ・当社の監査室・会計監査人は、監査等委員会と十分な連携を図る。

(2) 内部統制システムに関する基本方針の運用状況の概要

コスモエネルギーグループでは、コスモエネルギーグループ理念及び企業行動指針を実践し職務を適正かつ効率的に執行するため、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社及びグループ各社の取締役・社員の職務執行、リスクマネジメント・内部監査、監査等委員会による監査の体制を整備・運用しています。

この一環として、経営執行会議を補佐する機能を担い内部統制に関する事項を審議する機関としてサステナビリティ戦略委員会を設置しています。

さらに、中核事業会社及び準中核事業会社に、それぞれの機能に応じた委員会を設置し、当社と連携をとることによりグループ全体の統制を図っています。

① 業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

当社は、社内規程に従い、2025年度は取締役会を計13回、経営執行会議を計22回開催し、取締役会では、法令及び定款に定める事項のほか、当社グループの経営に関する基本方針及び重要事項を、経営執行会議においては、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議・決定しました。

また、グループ全体に幅広く倫理観を醸成することを目的に、当社グループの従業員約6,900名を対象とした企業倫理・人権に関する個別研修（eラーニング）を実施し、企業行動指針の一層の浸透を図りました。さらに、当社グループ従業員のグループ理念等の理解度、コンプライアンス意識、職場環境の実態等を確認するための従業員意識調査を実施し、課題の洗い出しを行い、サステナブル経営の実現のための各種施策に活用しています。

コンプライアンス経営推進においては、コスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口（企業倫理ヘルプライン）を社内及び社外に設置し、内部通報制度の実効性の向上に向け継続的に周知を図る等、安心して通報ができる環境整備に努めました。

② 損失の危険の管理に関する運用状況

当社グループでは、エネルギーの安定供給への強い使命感のもと、連結中期経営計画における最重要マテリアリティとして「グループリスクマネジメントの強化」「安全操業・安定供給」を掲げ、目標とKPIを設定してガバナンス体制の強化を図っています。

ERM（Enterprise Risk Management）の運用に関しては、サステナビリティ戦略委員会等においてグループ全体に関わるリスクへの取り組みや安全活動の進捗を確認する等、当社グループにおけるリスク管理及び安全管理活動を推進しました。2025年度は当社グループの存続に影響するリスクをトップリスクとして前年度に引き続き11件選定の上、トップリスク毎にリスクオーナーを設定し、グループ横断での統制を図りました。また、各部門・グループ会社からのボトムアップによるリスク抽出・評価も実施し、全社的なリスク認識と優先順位付けの精度の向上等に取り組みました。

緊急時対応に関しては、危機管理規程に則り、南海トラフ巨大地震の発生を想定したBCP（事業継続計画）訓練を2025年10月に当社、コスモ石油株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社の3社合同で実施しました。訓練では初動対応から被災地へ向けた石油製品の供給・販売方針の策定に重点を置き、災害情報を視覚的に表示するダッシュボードシステムも活用し、オンラインでの情報連携や共有を行う等、より実践的な訓練とすることで、BCPの実効性や課題を確認しました。さらに2025年11月には、首都直下地震により当社グループの本社機能が麻痺した状態を想定し、臨時危機対策本部をコスモ石油株式会社堺製油所及びコスモ石油マーケティング株式会社大阪オフィスに設置し、災害対応に関する意思決定の権限を委譲する前提のBCP訓練も実施しました。

また、2026年2月28日の米国・イスラエルによるイランへの大規模攻撃に端を発した中東情勢の悪化に対しては、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、人の身体生命の安全確保を最優先とする基本方針のもと、現地からの退避方針の決定・周知を行うことに加え、石油製品の安定供給責任を果たすべく、状況に応じた意思決定と情報連携を実施しています。

③ グループ会社の経営管理に関する運用状況

当社グループは、持株会社体制に沿ったグループガバナンスの適正化を図ることを目的として、グループ管理規程や決裁権限規程等の社内規程を整備し、当社並びに当社グループの監督権限に関する事項について定めています。これに従い、当社及びグループ各社は、それぞれの傘下のグループ会社における経営上の重要事項について、審議・承認を行うとともに、適宜報告を受けました。

④ 監査等委員会の職務遂行の実効性を確保するための体制に関する運用状況

監査等委員会による職務執行を実効的なものとするため、取締役会、経営執行会議等の重要な会議体への監査等委員の出席機会を確保し、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握できる体制を整備しています。また、当社取締役、グループ会社取締役および監査役等とのコミュニケーションの促進、内部監査部門からの監査計画・監査実施状況の報告、会計監査人との定期的な意見交換、企業倫理に関する状況の報告等を通じて、相互に適切な連携が図られる体制を構築・運用しています。

さらに、監査等委員会に指揮命令権が帰属する職務補助使用人を配置し、付議資料・議事録等の閲覧を含め、監査等委員会の職務執行に必要なかつ十分な情報を適時かつ適切に提供するとともに、監査等委員会への報告を理由とした不利な取扱いの禁止等、基本方針に定める体制を整備し、適切に運用しています。

連結計算書類

(第11期)

自：2025年4月1日

至：2026年3月31日

1. 連結貸借対照表
2. 連結損益計算書
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	2,196,556	負債の部	1,460,795
流動資産	1,080,905	流動負債	994,885
現金及び預金	165,904	支払手形及び買掛金	362,488
受取手形	2,573	短期借入金	251,461
売掛金	324,285	コマーシャル・ペーパー	102,000
商品及び製品	195,737	未払金	128,731
仕掛品	446	未払揮発油税	70,445
原材料及び貯蔵品	229,835	未払法人税等	25,083
未収入金	51,250	未払費用	4,130
その他	110,916	賞与引当金	10,586
貸倒引当金	△45	役員賞与引当金	732
固定資産	1,115,479	その他	39,225
有形固定資産	904,035	固定負債	465,910
建物及び構築物	238,583	社債	52,806
油槽	38,265	長期借入金	190,500
機械装置及び運搬具	229,786	繰延税金負債	64,623
土地	313,416	再評価に係る繰延税金負債	5,056
リース資産	2,686	特別修繕引当金	62,768
建設仮勘定	60,899	環境対策引当金	461
その他	20,396	退職給付に係る負債	3,534
無形固定資産	44,479	役員報酬BIP信託引当金	782
ソフトウェア	14,140	資産除去債務	33,148
その他	30,338	その他	52,228
投資その他の資産	166,964	純資産の部	735,761
投資有価証券	101,708	株主資本	610,054
長期貸付金	103	資本金	46,435
長期前払費用	10,587	資本剰余金	82,138
退職給付に係る資産	15,573	利益剰余金	507,861
繰延税金資産	30,150	自己株式	△26,379
その他	9,116	その他の包括利益累計額	△3,834
貸倒引当金	△274	その他有価証券評価差額金	7,938
繰延資産	172	繰延ヘッジ損益	131
社債発行費	172	土地再評価差額金	△21,027
		為替換算調整勘定	4,728
		退職給付に係る調整累計額	4,395
		非支配株主持分	129,540
資産合計	2,196,556	負債・純資産合計	2,196,556

連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
I 売上高		2,677,582
II 売上原価		2,341,558
売上総利益		336,024
III 販売費及び一般管理費		191,233
営業利益		144,790
IV 営業外収益		
受取利息	4,918	
受取配当金	1,105	
固定資産賃貸料	854	
持分法による投資利益	209	
為替差益	3,238	
その他	3,381	13,708
V 営業外費用		
支払利息	5,410	
その他	3,840	9,251
経常利益		149,247
VI 特別利益		
固定資産売却益	1,211	
投資有価証券売却益	6,639	
受取補償金	648	
受取保険金	471	
その他	683	9,654
VII 特別損失		
固定資産売却損	145	
固定資産処分損	10,989	
減損損失	573	
投資有価証券評価損	194	
その他	1,460	13,363
税金等調整前当期純利益		145,538
法人税、住民税及び事業税	63,408	
法人税等調整額	△113	63,294
当期純利益		82,243
非支配株主に帰属する当期純利益		8,220
親会社株主に帰属する当期純利益		74,023

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日 残高	46,435	93,576	490,634	△38,667	591,978
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△27,351		△27,351
親会社株主に帰属する当期純利益			74,023		74,023
自己株式の取得				△29,695	△29,695
自己株式の処分				983	983
自己株式の消却		△11,438	△29,560	40,998	—
土地再評価差額金の取崩			115		115
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△11,438	17,226	12,287	18,076
2026年3月31日 残高	46,435	82,138	507,861	△26,379	610,054

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 ヘ ッ 損	延 滞 ジ 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額		
2025年4月1日 残高	7,740	△519	△20,912	4,410	2,084	△7,196	122,694	707,477
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△27,351
親会社株主に帰属する当期純利益								74,023
自己株式の取得								△29,695
自己株式の処分								983
自己株式の消却								—
土地再評価差額金の取崩								115
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	198	651	△115	317	2,310	3,361	6,845	10,207
連結会計年度中の変動額合計	198	651	△115	317	2,310	3,361	6,845	28,283
2026年3月31日 残高	7,938	131	△21,027	4,728	4,395	△3,834	129,540	735,761

連結注記表

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………33社

主要な連結子会社の名称 コスモ石油(株)
 コスモ石油マーケティング(株)
 丸善石油化学(株)
 コスモエネルギー開発(株)
 アブダビ石油(株)
 コスモエコパワー(株)

前連結会計年度において連結子会社であった四日市霞パワー(株)は当連結会計年度において、連結子会社であるコスモ石油(株)に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称 (株)長田野ガスセンター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社14社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数……………14社

主要な会社名……………(株)長田野ガスセンター

(2) 持分法を適用した関連会社数……………11社

主要な会社名……………合同石油開発(株)、ジクシス(株)、キグナス石油(株)

(3) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

扇島石油基地(株)、霞栈橋管理(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社33社のうち、アブダビ石油(株)、カタール石油開発(株)、COSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD.、COSMO OIL EUROPE B.V.、Cosmo E&P Albahriya Limited及びCosmo E&P USA Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法を採用しております。

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

② 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、連結子会社のコスモ石油(株)が保有する製油所の有形固定資産のうち、機械装置、構築物及び油槽の耐用年数については、その使用実態をより反映した経済的耐用年数によっており、連結子会社のコスモ石油プロパティサービス(株)が保有する給油所建物については、主として過去の実績を勘案した経済的耐用年数の15年によっております。また、連結子会社のアブダビ石油(株)については、主として利権協定で規定されている耐用年数及び現有資産の耐久性等を勘案した経済的耐用年数によっており、連結子会社のコスモエコパワー(株)及びその子会社については、風力発電設備の耐用年数について主として経済的耐用年数の20年によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却をしております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 繰延資産の会計処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却をしております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権 貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等 財務内容評価法によっております。

② 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用及び製油所の機械装置並びに工場の製造設備に係る定期修繕費用等の当連結会計年度対応額を計上しております。

③ 環境対策引当金

主として「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物の処理費用等の支出に備えるため、その見積り額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

⑥ 役員報酬BIP信託引当金

当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員並びに一部の連結子会社の取締役(以下、当該役員等)において将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、当該役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、石油事業、石油化学事業、石油開発事業、再生可能エネルギー事業及びその他の事業において、主に製品の販売を行っております。

当社グループは、主に契約にて約束された製品を顧客に引き渡した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転することにより契約上の履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

または代替的取扱いにより出荷した時点において、収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段…為替予約取引、通貨オプション取引

ヘッジ対象…外貨建予定取引

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

(商品関連)

ヘッジ手段…原油・製品スワップ取引、原油・製品先物取引

ヘッジ対象…原油・製品売買取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内規に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

② 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の国内連結子会社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④ 土地を信託財産とする信託受益権に関する会計処理

一部の連結子会社が保有する土地を信託財産とする信託受益権については、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用について、連結貸借対照表及び連結損益計算書の該当科目に計上しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社の連結子会社である丸善石油化学(株)及び京葉エチレン(株)は、千葉地区のエチレン生産最適化のため、丸善石油化学(株)の第3エチレン製造装置の稼働停止及び京葉エチレン(株)の第4エチレン製造装置へのエチレン生産集約を2025年3月に決定したことを契機として、既存の固定資産の使用実態を調査しました。その結果、保有する有形固定資産のうち、丸善石油化学(株)の機械装置、構築物及び油槽、並びに京葉エチレン(株)の機械装置の耐用年数について、従来の耐用年数よりも長期間の使用が見込めることが判明したため、当連結会計年度末において、その使用実態をより反映した耐用年数に見直し、将来にわたり変更しております。

なお、この変更は当連結会計年度末に行ったため、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。当連結会計年度末の固定資産残高に係る翌連結会計年度の減価償却費に与える影響は3,556百万円(減少)となる見込みです。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りに関連する以下の事項について、中東情勢の緊迫化の影響について一定の仮定を置いて、検討を実施しております。

1. 繰延税金資産の回収可能性について

繰延税金資産は、その回収可能性を每期見直し、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。

当社グループは、連結貸借対照表上30,150百万円の繰延税金資産を計上しており、繰延税金負債との相殺前の金額は67,972百万円となっております。当社グループは、グループ通算制度を適用し、当社及び一部の国内連結子会社（以下、通算グループ）としての繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）は32,621百万円であり、当該金額は連結全体に対して高い割合を占めております。

通算グループにおいては、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因、連結中期経営計画及びその進捗状況、並びに過去及び当期の課税所得の推移等を勘案した結果、将来の複数年において一時差異等加減算前課税所得が生じることを見込んで、繰延税金資産を計上しております。

当該一時差異等加減算前課税所得は、当社グループの作成した翌年度予算を基礎として見積もっております。

当該見積りの主要な仮定の設定に際し、原油価格及び国内市況は中東情勢緊迫化の影響を一定程度受けるものの、為替相場は当該影響により大きく変動することはないと見込んでおります。

また、国内需要は中長期の需要予測に基づいており、製油所は高稼働の状態を維持できると見込んでおります。

経営者は、繰延税金資産の回収可能性の検討に際して行っている会計上の見積りは合理的であり、繰延税金資産として計上している金額は適切であると判断しております。ただし、これら見積りには、将来の不確実な要素が含まれているため、前提条件の変化により、見積りを変更し、翌連結会計年度以降繰延税金資産の取崩しを行う可能性があります。

2. 千葉地区の基礎化学品事業資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位における固定資産の減損損失の認識要否について

固定資産は規則的に減価償却しておりますが、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

当社グループは、連結子会社である丸善石油化学㈱及び京葉エチレン㈱が営む基礎化学品事業に係る固定資産を連結貸借対照表上23,785百万円計上しております。また、両社の共用資産を含むより大きな単位に係る固定資産を連結貸借対照表上74,115百万円計上しております。当社グループでは、中国での大型装置の新設及び増強による世界的な供給過剰並びに国内エチレン需要の減少といった厳しい事業環境となっております。加えて、当連結会計年度においては、基礎化学品事業の主要製品の一つであるベンゼンのスプレッド悪化や、主要顧客における製造装置のトラブルによる停止に伴う基礎化学品の国内減販により基礎化学品事業資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなったことから、減損の兆候に該当し、減損損失の認識要否を検討しました。

検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が基礎化学品事業資産グループの帳簿価額23,785百万円及び共用資産を含むより大きな単位の帳簿価額74,115百万円を上回ることから、減損損失の認識は不要と判定しております。

当社グループは、（会計上の見積りの変更に関する注記）に記載のとおり、2026年4月より両社の固定資産の耐用年数を見直しております。当社グループは、見直し後の耐用年数に基づき経済的残存使用年数を見積み、主要な資産の経済的残存使用年数までの期間における割引前将来キャッシュ・フローについて、初年度から3年目までは経営者が策定した事業計画を基礎として、4年目以降はエチレン製造装置の定期修繕による稼働停止及び物価上昇の影響を反映したうえで、当該事業計画において仮定した利益水準が継続するとの前提のもと見積もっております。また、中東情勢緊迫化により生じると見込まれる影響を見積み、減損損失の認識要否判定への影響を考慮しております。加えて、減損損失の認識要否の判定に用いられる主要な資産の経済的残存使用年数経過時点における正味売却価額は、当該資産グループが現状有姿で売却可能との前提のもと見積もっております。これらの見積りには、コンビナートユーザー需要を含む国内エチレン需要の業界動向の予測に基づき、将来の販売数量及び物価上昇後の売上総利益が安定的に推移するとの仮定が含まれております。加えて、割引前将来キャッシュ・フローの総額に含まれる土地の正味売却価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を基礎として算定しております。

経営者は、基礎化学品事業資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位における固定資産の減損損失の認識要否の検討に際して行っている会計上の見積りは合理的であり、固定資産として計上している金額は適切であると判断しております。ただし、これら見積りには、将来の不確実な要素が含まれているため、前提条件の変化により、見積りを変更し、翌連結会計年度以降固定資産の減損損失の認識を行う可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,222,748百万円
2. 担保資産
 - (1) 担保資産の内容及びその金額

有形固定資産	123,200百万円
現金及び預金	81,869百万円
売掛金	12,597百万円
投資有価証券(注)	8,137百万円

(注)連結子会社であるコスモエコパワー㈱の出資先の借入金等を担保するため、物上保証に供しております。
 - (2) 担保に係る債務の金額

長期借入金(1年内返済予定額を含む)	7,261百万円
銀行取引に係る債務	20,991百万円
 - (3) 営業保証等に係る担保資産

投資有価証券	50百万円
その他(流動資産)	711百万円
その他(投資その他の資産)	392百万円
3. 国庫補助金等により取得価額から控除している圧縮記帳額

油槽	62百万円
機械装置及び運搬具	3,655百万円
4. 偶発債務

関係会社等の金融機関からの借入及び契約履行に対する債務保証等を行っております。

千葉アルコン製造株式会社	11,270百万円
バイオマス燃料供給有限責任事業組合	4,687百万円
北海道北部風力送電株式会社	1,873百万円
その他	7百万円
5. 土地の再評価に関する事項

連結子会社3社は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

 - ・再評価の方法

連結子会社のコスモ石油㈱の製油所については「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第5号に定める鑑定評価に基づき算出し、その他については「土地の再評価に関する法律施行令」第2条第4号に定める路線価に合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った日

2002年3月31日(連結子会社1社については2001年12月31日)
 - ・再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 25,497百万円
6. 財務制限条項

現在の当社の財政状態及び借入に付されている財務制限条項の内容に鑑み、重要性が乏しいため、記載を当連結会計年度より省略しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式及び自己株式の種類及び数

発行済株式	普通株式	165,041,722株
自己株式	普通株式	6,252,207株

(内 役員報酬B I P信託に伴う株数 916,536株)

2. 剰余金の配当

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	14,974	180	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	12,377	150	2025年9月30日	2025年12月12日

(注) 1 2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

2 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金額97百万円が含まれております。

3 2025年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金額68百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	14,373	利益剰余金	90	2026年3月31日	2026年6月26日

(注) 配当金の総額に含まれる役員報酬B I P信託が所有する自己株式に対する配当金額 82百万円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、製油所や風力発電サイト等への設備投資資金や運転資金を、社債等の直接金融や銀行からの借入金等の間接金融によって調達しております。

受取手形、売掛金並びに未収入金については、顧客の信用リスクが生じるものについて、与信管理制度に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金等は、そのほとんどが一年内の支払期日であります。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の主な使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

また、通貨関連では為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引及び通貨オプション取引を行っており、商品関連では、価格変動リスクをヘッジすることを目的とした原油・石油製品のスワップ取引及び公開先物市場における商品先物取引を行っております。なお、いずれのデリバティブ取引も実需の範囲内で行うことを基本としており投機目的のデリバティブは行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額81,085百万円）は、下表の「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、未収入金、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパー、未払金、未払揮発油税並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	50	44	△5
その他有価証券	20,572	20,617	44
(2) 社債	(52,806)	(50,835)	△1,970
(3) 長期借入金	(190,500)	(182,342)	△8,157
(4) デリバティブ取引	3,234	3,234	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	19,995	—	—	19,995
その他	—	527	—	527
デリバティブ取引 (*)				
通貨関連	—	3,265	—	3,265
商品関連	—	(31)	—	(31)

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	—	44	—	44
其他有価証券				
その他	—	94	—	94
社債	—	(50, 835)	—	(50, 835)
長期借入金	—	(182, 342)	—	(182, 342)

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格及び先物取引市場等における最終の価格を基準に算出しており、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記「長期借入金」参照)。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社グループは、主に以下の資産除去債務を計上しております。

- ・給油所の事業用定期借地権契約等に伴う原状回復義務
- ・風力発電施設の土地賃貸借契約に伴う原状回復義務
- ・事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務
- ・利権協定効力発生に伴う廃山義務

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8～50年と見積り、割引率は0.005%～2.804%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)	
	2025年4月1日 ～2026年3月31日
期首残高	31,702
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,261
見積りの変更による増加額	636
時の経過による調整額	356
資産除去債務の履行による減少額	△260
その他増減額（△は減少）	△46
期末残高	33,650

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の給油所設備やオフィスビル等を、また、将来の使用が見込まれていない遊休不動産を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)	
連結貸借対照表計上額	時価
25,601	28,525

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、不動産鑑定評価基準に基づく評価額等を参考にしております。また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額を時価とみなし、一部の建物等の償却性資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,817円76銭

2. 1株当たり当期純利益 453円06銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	3,783百万円
1年超	606百万円

(収益認識に関する注記)

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	石油事業	石油化学事業	石油開発事業	再生可能 エネルギー 事業	その他	合計
日本	2,035,792	283,880	45,224	16,138	24,871	2,405,908
アジア	101,225	3,610	—	—	1,215	106,052
その他	161,750	786	—	—	3,086	165,622
外部顧客への 売上高	2,298,768	288,277	45,224	16,138	29,173	2,677,582
顧客との契約か ら生じる収益	2,296,454	287,626	45,224	16,138	28,535	2,673,979

(注) １ グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

２ 外部顧客への売上高の内訳には、顧客との契約から生じる収益以外に、その他の源泉から生じる収益が3,603百万円含まれております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

石油事業

石油事業においては、原油と石油製品の輸出入、精製、貯蔵及び販売等を主要な事業としています。

これらの事業は、主に契約にて約束された製品を製油所等において顧客が手配したタンクローリー等の輸送手段へ積載し出荷した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転し、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された単価及び出荷量に基づいた金額で収益を認識しております。または、契約にて約束された製品を当社が手配したタンクローリー等の輸送手段にて運搬した場合も、代替的取扱いにより積載し出荷した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転し、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された単価及び出荷量に基づいた金額で収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品及び割引額等を控除した金額により認識しております。取引の対価は顧客との契約により定められた期限までに支払いを受けておりますが、製品の引き渡し後１年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含まれておりません。

石油化学事業

石油化学事業においては、石油化学製品の製造及び販売を主要な事業としています。

これらの事業は、主に契約にて約束された製品が複数の石油化学製品工場間を結ぶパイプラインを通じて出荷しており、当該契約にて定められたパイプライン上の地点を通過した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転し、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された単価及び出荷量に基づいた金額で収益を認識しております。取引の対価は顧客との契約により定められた期限までに支払いを受けておりますが、製品の引き渡し後１年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含まれておりません。対価に変動可能性のある取引については、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しています。

石油開発事業

石油開発事業においては、原油の開発、生産及び販売を主要な事業としています。

これらの事業は、主に契約にて約束された製品が、出荷設備と傭船タンカーを連結するフランジを通過した時点において、当該製品に対する支配が顧客に移転し、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された単価及び出荷量に基づいた金額で収益を認識しております。取引の対価は顧客との契約により定められた期限までに支払いを受けておりますが、製品の引き渡し後１年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含まれておりません。

再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業においては、風力発電による電気の供給販売を主要な事業としています。

これらの事業は、主に風力発電設備から発電した電気が、電力供給設備を介して需要家に供給された時点において、当該電気に対する支配が顧客に移転し、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された単価及び売電量に基づいた金額で収益を認識しております。取引の対価は顧客との契約により定められた期限までに支払いを受けておりますが、引き渡し後１年以内に支払いを受けているため、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	308,780
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	280,469
契約資産（期首残高）	1,768
契約資産（期末残高）	3,694
契約負債（期首残高）	14,951
契約負債（期末残高）	11,999

契約資産は、主として工事請負契約について収益を認識した、未完成工事に係る対価に関するものであります。当該資産は対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に石油事業において、契約に基づく製品の引き渡しに先立ち顧客から受領した対価になります。これらは履行義務を充足した時点で収益に振替えられます。

なお、契約資産は流動資産の「その他」、契約負債は流動負債の「その他」にそれぞれ含まれております。

当連結会計年度の期首時点の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、繰越された金額に重要性はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額についても重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。

なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	12,392
1年超5年以内	417
合計	12,810

(追加情報)

(取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)及び執行役員並びに中核事業会社の取締役(以下、当該役員等という)に対するインセンティブ付与を目的として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

役員報酬BIP信託は、既に定めている株式交付規程に基づき当該役員等に交付すると見込まれる数の当社株式を当社が一括取得し、役位及び在任期間に応じて当該役員等に当社株式を交付いたします。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を信託における帳簿価額で株主資本の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において1,362百万円、916千株であります。

計算書類

(第11期)

自：2025年4月1日

至：2026年3月31日

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個別注記表

貸借対照表

(2026年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部	791,380	負債の部	592,576
流動資産	378,809	流動負債	353,375
現金及び預金	48,361	短期借入金	53,369
関係会社短期貸付金	324,105	1年内返済予定の長期借入金	86,600
未収入金	4,928	コマーシャル・ペーパー	102,000
その他	1,593	未払金	5,708
貸倒引当金	△180	未払法人税等	1,538
固定資産	412,398	預り金	101,625
有形固定資産	131,727	賞与引当金	976
建物及び構築物	4,263	役員賞与引当金	230
機械及び装置	2,254	その他	1,326
車両運搬具	15	固定負債	239,201
工具器具備品	1,765	社債	45,000
土地	123,200	長期借入金	190,500
リース資産	141	長期預り金	1,375
建設仮勘定	86	繰延税金負債	5
無形固定資産	5,508	役員報酬BIP信託引当金	376
ソフトウェア	3,722	その他	1,943
その他	1,786	純資産の部	198,803
投資その他の資産	275,162	株主資本	197,847
投資有価証券	4,160	資本金	46,435
関係会社株式	213,536	資本剰余金	16,435
長期貸付金	1	資本準備金	16,435
関係会社長期貸付金	55,158	利益剰余金	161,357
長期差入保証金	1,867	その他利益剰余金	161,357
その他	438	繰越利益剰余金	161,357
繰延資産	172	自己株式	△26,379
社債発行費	172	評価・換算差額等	955
		その他有価証券評価差額金	955
資産合計	791,380	負債・純資産合計	791,380

損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
I 営業収益		58,603
II 一般管理費		21,238
営業利益		37,364
III 営業外収益		
受取利息	5,714	
受取配当金	334	
その他	201	6,251
IV 営業外費用		
支払利息	4,445	
社債利息	398	
為替差損	45	
自己株式取得費用	14	
コマーシャル・ペーパー利息	742	
その他	786	6,432
経常利益		37,183
V 特別利益		
投資有価証券売却益	5,329	
貸倒引当金戻入額	256	
受取補償金	346	5,931
VI 特別損失		
固定資産処分損	172	
固定資産売却損	0	172
税引前当期純利益		42,942
法人税、住民税及び事業税	3,418	
法人税等調整額	362	3,780
当期純利益		39,162

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2025年4月1日 残高	46,435	16,435	11,438	27,873	179,107	179,107	△38,667	214,748
事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当					△27,351	△27,351		△27,351
当 期 純 利 益					39,162	39,162		39,162
自 己 株 式 の 取 得							△29,695	△29,695
自 己 株 式 の 処 分							983	983
自 己 株 式 の 消 却			△11,438	△11,438	△29,560	△29,560	40,998	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	△11,438	△11,438	△17,750	△17,750	12,287	△16,900
2026年3月31日 残高	46,435	16,435	－	16,435	161,357	161,357	△26,379	197,847

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年4月1日 残高	2,563	2,563	217,311
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△27,351
当 期 純 利 益			39,162
自 己 株 式 の 取 得			△29,695
自 己 株 式 の 処 分			983
自 己 株 式 の 消 却			－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△1,607	△1,607	△1,607
事業年度中の変動額合計	△1,607	△1,607	△18,508
2026年3月31日 残高	955	955	198,803

個別注記表

1. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額については百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 移動平均法に基づく原価法を採用しております。

関連会社株式

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価方法

時価法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金 取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度の負担額を計上しております。

役員報酬BIP信託 当社取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び執行役員において将来の当社

引当金 株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、当該取締役及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は総合石油事業等を行う傘下グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務を主たる事業としており、収益は、主に子会社からの経営指導料及び受取配当金からなります。経営指導料については、契約にて約束されたサービスを顧客に提供した時点において、当該サービスに対する支配が顧客に移転することにより、契約上の履行義務が充足されたと判断し、契約にて約束された金額で収益を認識しております。また、受取配当金は効力が生ずる日に収益を認識しております。

(6) 繰延資産の会計処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり均等償却をしております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内規に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(9) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(10) 匿名組合出資の会計処理

当社は匿名組合出資を行っており、当社の子会社であるCEAM合同会社が匿名組合の営業者としての業務を受託しております。匿名組合の財産は営業者に帰属しますが、当該匿名組合は、実質的に当社の計算で営業されていることから、計算書類等においては当該匿名組合の全ての財産及び損益を総額で表示することとし、当該匿名組合の財産である製油所土地を信託財産とする信託受益権については、信託財産内全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

コマーシャル・ペーパー利息は、従来、損益計算書上、その他(前事業年度508百万円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、コマーシャル・ペーパー利息(当事業年度742百万円)として表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類を作成するにあたって行った会計上の見積りは翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがないため、記載を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	5,060百万円
関係会社に対する長期金銭債権	0百万円
関係会社に対する短期金銭債務	105,331百万円
関係会社に対する長期金銭債務	483百万円
関係会社に対する貸倒引当金	180百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	978百万円
(3) 担保資産	
担保資産の内容及びその金額	
土地	123,200百万円
担保資産に係る債務の金額	
銀行取引に係る債務	20,991百万円
(4) 偶発債務	
保証債務	
コスモ石油(株)	64,795百万円
コスモオイルインターナショナル(株)	60,507百万円
その他	29,262百万円

(5) 財務制限条項

現在の当社の財政状態及び借入に付されている財務制限条項の内容に鑑み、重要性が乏しいため、記載を当事業年度より省略しております。

6. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する営業収益	58,603百万円
関係会社に対する一般管理費	1,832百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	8,414百万円
(上記のほか、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。)	

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	6,252,207株
(内 役員報酬BIP信託に伴う株数	916,536株)

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

①繰延税金資産

投資有価証券評価損	930百万円
賞与引当金	380百万円
資産除去債務	341百万円
役員報酬BIP信託引当金	118百万円
その他	841百万円
繰延税金資産小計	2,611百万円
評価性引当額	△1,575百万円
繰延税金資産合計	1,036百万円

②繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△358百万円
資産除去債務に係る費用	△315百万円
その他	△367百万円
繰延税金負債合計	△1,042百万円
繰延税金負債の純額	△5百万円

(注)前事業年度において、繰延税金資産「その他」に含めていた「資産除去債務」および繰延税金負債「その他」に含めていた「資産除去債務に係る費用」については、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称 (議決権の 所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コスモ石油㈱ (直接所有 100%)	総合石油事業	経営管理 資金の貸付 債務保証 債務被保証 役員の兼任あり	営業収益 の受取 (注1)	11,614	未収入金	1,149
				資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	223,462	関係会社 短期貸付金	205,228
				利息の受入 (注4)	3,022	未収入金	3
				保証債務の 引受(注5)	64,795	—	—
				債務被保証 (注6)	65,734	—	—
子会社	コスモ石油マーケティング㈱ (直接所有 100%)	石油製品販売、 カーリース等	経営管理 資金の貸付 債務保証 債務被保証 役員の兼任あり	営業収益 の受取 (注1)	8,193	未収入金	810
				資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	31,130	預り金	38,960
				利息の受入 (注4)	504	—	—
				利息の支払 (注4)	252	—	—
				保証債務の 引受(注5)	2,279	—	—
				債務被保証 (注6)	65,734	—	—
子会社	コスモ石油販売㈱ (間接所有 100%)	石油製品の販 売	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	19,540	預り金	8,170
				利息の支払 (注4)	152	—	—
子会社	コスモ石油プロパティサ ービス㈱ (間接所有 100%)	給油所設備等 の管理及び賃 貸	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	71,348	関係会社 短期貸付金	71,590
				利息の受入 (注4)	929	—	—
子会社	コスモエネルギーソリ ューションズ㈱ (間接所有 100%)	石油製品の販 売	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	12,547	預り金	7,409
				利息の支払 (注4)	108	—	—

種類	会社等の名称 (議決権の 所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	コスモ松山石油㈱ (間接所有 100%)	石油化学製品の製造・販売、石油類の保管・受払	資金の貸付	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	28,730	関係会社 短期貸付金	12,004
				利息の受入 (注4)	313	関係会社 長期貸付金	14,381
						—	—
子会社	コスモ石油ブリカンツ ㈱ (間接所有 100%)	潤滑油製造等	資金の貸付 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	10,510	関係会社 短期貸付金	6,890
				利息の受入 (注4)	111	関係会社 長期貸付金	3,061
						—	—
子会社	コスモエンジニアリング ㈱ (直接所有 100%)	建設・工事の 請負	資金の貸付 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	9,454	預り金	11,952
				利息の支払 (注4)	84	—	—
子会社	コスモエネルギー開発㈱ (直接所有 100%)	エネルギー資源開発事業の 戦略策定、企画立案	経営管理 資金の貸付 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	17,080	関係会社長期 貸付金	9,200
				利息の受入 (注4)	215	預り金	2,662
				利息の支払 (注4)	55	未収入金	138
						—	—
子会社	COSMO OIL INTERNATIONAL PTE. LTD. (間接所有 100%)	原油、石油製品 の購入・販売	債務保証	保証債務の引 受(注5)	60,507	—	—
子会社	C E AM合同会社 (直接所有 99%)	不動産管理	匿名組合契約による 出資	投資収益 (注7)	4,474	—	—
子会社	丸善石油化学㈱ (直接所有 41%) (間接所有 10%)	石油化学製品の製造・販売	資金の貸付 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	28,450	関係会社 短期貸付金	12,000
				利息の受入 (注4)	152	預り金	26,734
				利息の支払 (注4)	143	未収入金	76
						未払金	79
子会社	コスモエコパワー㈱ (直接所有 100%)	風力発電事業	資金の貸付 債務保証 役員の兼任あり	資金の貸付 (注2) 及び資金の 預託 (注3)	32,766	関係会社 短期貸付金	11,119
				利息の受入 (注4)	354	関係会社 長期貸付金	28,192
						預り金	2,021
				保証債務の 引受(注5)	23,123	未収入金	37
						—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業収益の受取額は、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として決定しております。

(注2) 運転資金の貸付であり、取引金額には当事業年度の平均残高を記載しております。

(注3) 当社のグループ金融制度に基づくものであり、取引金額には当事業年度の平均残高を記載しております。

(注4) 市場金利等を勘案し決定しております。

(注5) 金融機関からの借入及び契約履行に対して、保証をしております。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

(注6) 当社の金融機関からの借入金及び当社の発行する社債に対して、連帯保証を受けております。保証料は協議の上、合理的に決定しております。

(注7) 信託銀行は、匿名組合の財産である信託受益権に係る信託土地をコスモ石油㈱に賃貸していますが、当該匿名組合は、実質的に当社の計算で営業されていることから、損益計算書上、土地賃貸収入を「営業収益」に含めて表示しております。賃料は、不動産鑑定評価額に基づいております。

(2) 役員など

種類	会社等の名称又は氏名 (議決権の 所有・被所有割合)	事業の内容 又は職業	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	ルゾンカ 典子 (直接所有 一)	当社常務執行役員 CD0	当社常務執行役員CD0 COSMOエコ基金理事長	寄付 (注)	12	—	—

上記金額には消費税等を含んでおりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) いわゆる第三者のための取引であります。

10. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載の通りです。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,251円99銭

(2) 1株当たり当期純利益

239円69銭

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 追加情報

(取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

取締役及び執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引については、連結計算書類「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

コスモエネルギーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 花岡 克典
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 志賀 恭子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 嶋瀬 統之
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コスモエネルギーホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コスモエネルギーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

コスモエネルギーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	花岡克典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志賀恭子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋瀬統之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コスモエネルギーホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

コスモエネルギーホールディングス株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 高 山 靖 子 ㊞

監 査 等 委 員 浅 井 恵 一 ㊞

監 査 等 委 員 栗 山 年 弘 ㊞

常勤監査等委員 植 松 孝 之 ㊞

(注) 監査等委員 高山靖子、浅井恵一及び栗山年弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。